

自動車点検基準改正に伴う該当車両等の解釈について

(高圧ガスを燃料とする燃料装置等)

圧縮水素ガス(CHG)、圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)を燃料とする自動車について、「高圧ガス保安法」から「道路運送車両法」に一元化されたことに伴い高圧ガスを燃料とする燃料装置が自動車点検基準へ追加されることとなりました。

尚、液化石油ガス(LPG)を燃料とする自動車についても一部点検基準の項目が追加(赤枠部分)されておりますので、併せてご連絡いたします。(令和5年12月21日施行)

【別表第3】

3月ごと	・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ※LPG自動車も対象	■高圧ガスを燃料とする燃料装置等 ■パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 □ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷 ■ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷
* 3月ごと	・ガス、ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷 ※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く	
12月ごと	・ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷 ※LPG自動車も対象	

【別表第5】

* 6月ごと	・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ※LPG自動車も対象	■高圧ガス(燃料) 廻り点検 ■パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 □ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷 ■ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷
* 6月ごと	・ガス、ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷 ※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く	
* 12月ごと	・ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷 ※LPG自動車も対象	

【別表第5の2】

* 6月ごと	・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ※LPG自動車も対象	■高圧ガス(燃料) 廻り点検 ■パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 □ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷 ■ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷
* 6月ごと	・ガス、ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷 ※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く	
* 12月ごと	・ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷 ※LPG自動車も対象	

【別表第6】

- * 1年ごと
・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷
※LPG自動車も対象
- * 1年ごと
・ガス、ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷
※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く
- * 2年ごと
・ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷
※LPG自動車も対象

高圧ガス(燃料)廻り点検

パイプ、ジョイント部の
ガス漏れ、損傷

ガス・ボンベ取付部の
緩み、損傷

ガス・ボンベ、ガス・
ボンベ附属品の損傷

【別表第7】

- * 6月ごと
・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷
※LPG自動車も対象
- * 6月ごと
・ガス、ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷
※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く
- * 12月ごと
・ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷
※LPG自動車も対象

高圧ガス(燃料)廻り点検

パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷

ガス・ボンベ取付部の緩み、損傷

ガス・ボンベ、ガス・ボンベ附属品の損傷

※ 記録簿に項目が無い場合はその他の点検・整備項目の欄へ記載

* 印は今回の改正で追加になった点検項目

